

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(CO2削減ポテンシャル診断推進事業のうちCO2削減ポテンシャル診断事業)

診断機関 公募要領

令和2年4月

一般社団法人低炭素エネルギー技術事業組合

一般社団法人低炭素エネルギー技術事業組合（以下「組合」という。）では、エネルギー起源CO2の排出を抑制するためのCO2削減ポテンシャル診断推進事業（以下「補助事業」という。）のうちCO2削減ポテンシャル診断事業（以下「診断事業」という。）を実施します。

診断事業の実施にあたり、補助金の交付決定通知を受けた工場や事業場等の事業所(以下「受診事業所」という。)を対象にCO2削減ポテンシャル診断（以下「診断」という。）を実施する機関（以下「診断機関」という。）を募集いたします。

なお、本年度の診断内容には、従来の診断に加え、特定のシステムに限定して診断する「特定システム診断」があります。

目次

応募に当たっての留意事項.....	2
1. 診断機関に求められる役割.....	3
2. CO2削減ポテンシャル診断事業の目的.....	5
3. CO2削減ポテンシャル診断事業の概要.....	7
4. 診断機関の公募.....	15
5. 補助対象経費.....	19
6. 問い合わせ先.....	19

別紙1：個人情報のお取り扱いについて

別紙2：暴力団排除に関する誓約事項

応募にあたっての留意事項

本補助金は国庫補助金を財源とし、社会的にその適正な執行が強く求められているため、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

応募にあたっては、本公募要項に記載されている内容を十分にご確認ください。

応募申請書類は、「診断機関_応募様式_書き方の手引き（以下「書き方の手引き」という。）」に従って作成してください。作成にあたっては、以下の点1.~6.に留意してください。

1. 応募申請書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった機関の応募は無効とします。
2. 応募申請書類の作成と送付に要する費用は応募機関の負担とします。
3. 提出された応募申請書類は、返却いたしません。必ず写しを保管してください。
4. 応募申請書類に記載された情報は、補助事業を円滑に実施するため、委託元である環境省に提供しますが、取り扱いはこの限りとします。
5. 提出された応募申請書類は、採択判断に必要な範囲において、複製を作成する場合があります。
6. 応募申請書類の提出後、補足資料の提出を求める場合があります。その場合、遅滞なく当該資料を提出してください。

1. 診断機関に求められる役割

診断事業では、診断機関の皆様を受診事業所のエネルギー使用状況を診断して経済性の高いCO2削減対策を提案していただき、対策を実施した場合の費用やCO2削減効果等に関する情報を提供していただきます。受診事業所におけるCO2削減対策投資を効果的に促進するためには、エネルギーコストやCO2排出量の削減効果、投資回収に要する期間等、投資決定に必要なコストと利益の適切な評価に基づいた経済性に優れた対策の提案が必要です。そのため、診断機関の皆様による、専門家として有する知見に裏打ちされた診断がその成功の「カギ」を握っています。

そこで、診断機関の皆様には、補助金の交付を受ける受診事業所が抱えているエネルギー管理に関する課題や悩みに耳を傾けていただき、受診事業所のニーズに応えながらCO2をできるだけ多く削減できる、効果的な対策の提案をお願いしております。また、受診事業所と積極的にコミュニケーションをとりながら、粘り強く診断を実施していただくことを期待しております。

具体的には、以下に挙げるポイント1.~5.を踏まえ、診断機関の皆様が専門家として有する知見を最大限活用いただき、受診事業所の満足度が高い、また少しでも多くのCO2削減につながる診断結果をご提供いただくよう、お願い申し上げます。

1. 受診事業所のニーズに合った診断を実施するために、受診事業所が現在持っている課題や改善に対するニーズを把握してください。その際、受診事業所から提供されるデータだけで満足せず、必ず受診事業所の担当者の方の声に耳を傾けてください（受診事業所の担当者にエネルギーの使用状況やコスト等の把握が不十分であると思われる要素があれば、丁寧に補助事業に係る背景の説明をしたうえで、状況を聴取し、現状を把握してください）。
2. データの収集や分析を通じ、個々の設備や機器が内在する課題を十分に抽出してください。
3. 対策を検討するに当たっては、専門家として有する知見を活かし、また、事業所の特徴に応じて、幅広い項目をカバーしながらも、できるだけ具体的な対策を提案していただき、受診事業所が今後の対策実施を検討する根拠として有効な成果を提供してください。
4. 診断結果報告書（以下「報告書」という。）の作成にあたっては、所定の様式に沿って記載するだけでなく、補足的なデータや説明の補強となる写真や図表などを活用した資料を追加するなど、診断結果を分かりやすく提供することを心がけてください。
5. 上記の詳細については、後述する「実践ガイドライン2019」にまとめてありますので、ご活用ください。なお、診断機関に所属し、診断に従事される診断員の方は必ずお読み頂きますようお願いいたします。

注：診断事業の実施過程においては、受診事業所が診断事業の執行団体である組合に対して行う諸手続き（交付申請、完了実績報告等）においても、受診事業所の求めに応じてご協力が必要になる可能性があります。かかる場合には、診断の実施と合わせて、確実に診断事業が遂行できるようにご協力ください。

2. CO2削減ポテンシャル診断事業の目的

診断事業では、受診事業所に対して、診断機関が設備の電気・燃料等のエネルギー使用量の計測やデータ解析並びに設備の稼働状況等の診断を行います。診断機関は、受診事業所に対してCO2排出量、エネルギー使用量削減のために有効と考えられる対策を提案するとともに、対策に要する費用・効果等に関する情報を報告書として提供します。

また、診断事業から得られた情報は、環境省がCO2排出量やエネルギー使用量の削減対策の導入ポテンシャルの把握や普及のための広報などにも活用していく予定です。

2.1 CO2削減ポテンシャル診断事業のスキーム

診断事業のスキームは以下の①～⑥となります。

- ① 診断機関の公募及び採択結果の通知は、組合の診断機関窓口（以下「診断機関窓口」という。）が実施します。
- ② 受診事業所の公募及び交付決定の通知は、組合の受診窓口（以下「受診窓口」という。）が実施します。
- ③ 診断機関は受診事業所と個別に契約を締結した上で診断を実施します。
- ④ 診断機関が診断結果報告会（以下「報告会」という。）を実施する前に、診断結果報告書確認機関（以下「確認機関」という。）が報告書の記載内容をチェックします。
- ⑤ 診断機関が報告会を実施し、受診事業所が診断費用の支払いをして診断は完了します。
- ⑥ 受診事業所が受診窓口にて完了実績を報告し、受診窓口が事業の完了を確認すれば補助金が交付され、診断事業が完了します。

診断事業のスキームを図1に示します。

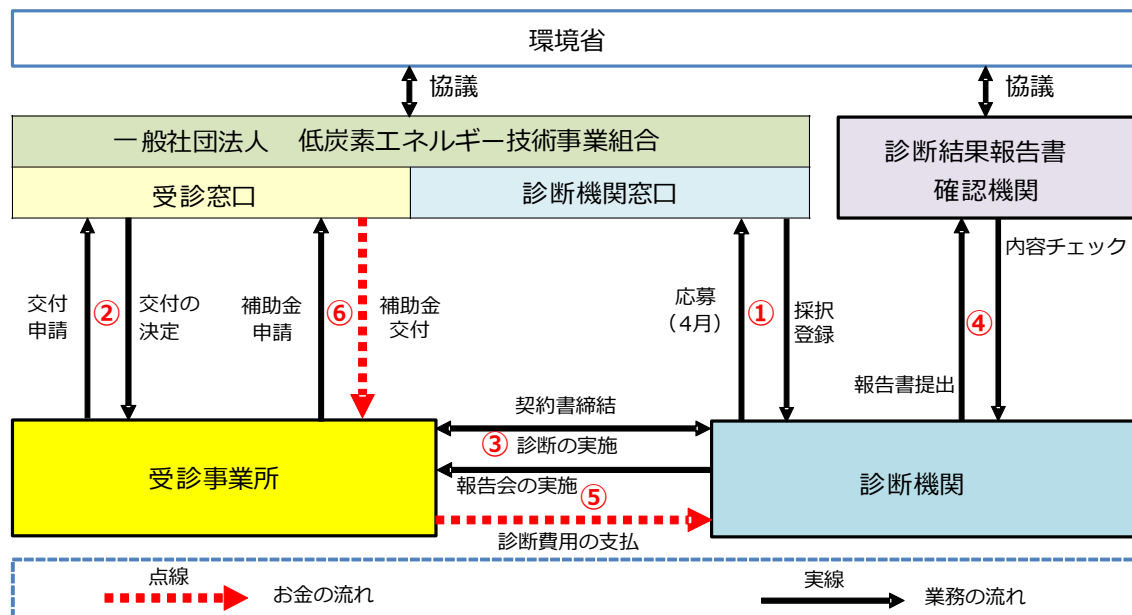


図1 診断事業のスキーム

2.2 CO2削減ポテンシャル診断推進事業のスケジュール

補助事業に含まれる診断事業と低炭素機器導入事業（以下「導入事業」という。）のスケジュールを以下の図2に示します。

- (1) 診断の期限（診断完了日）は、令和2年12月25日（金）です（個別の診断ごとの最終期限は、交付決定時に確定します）。
- (2) 受診事業所が導入事業（2次公募）に応募する場合、導入事業の2次公募期間（令和2年8月3日から8月31日）までに診断事業を完了させる必要があります。

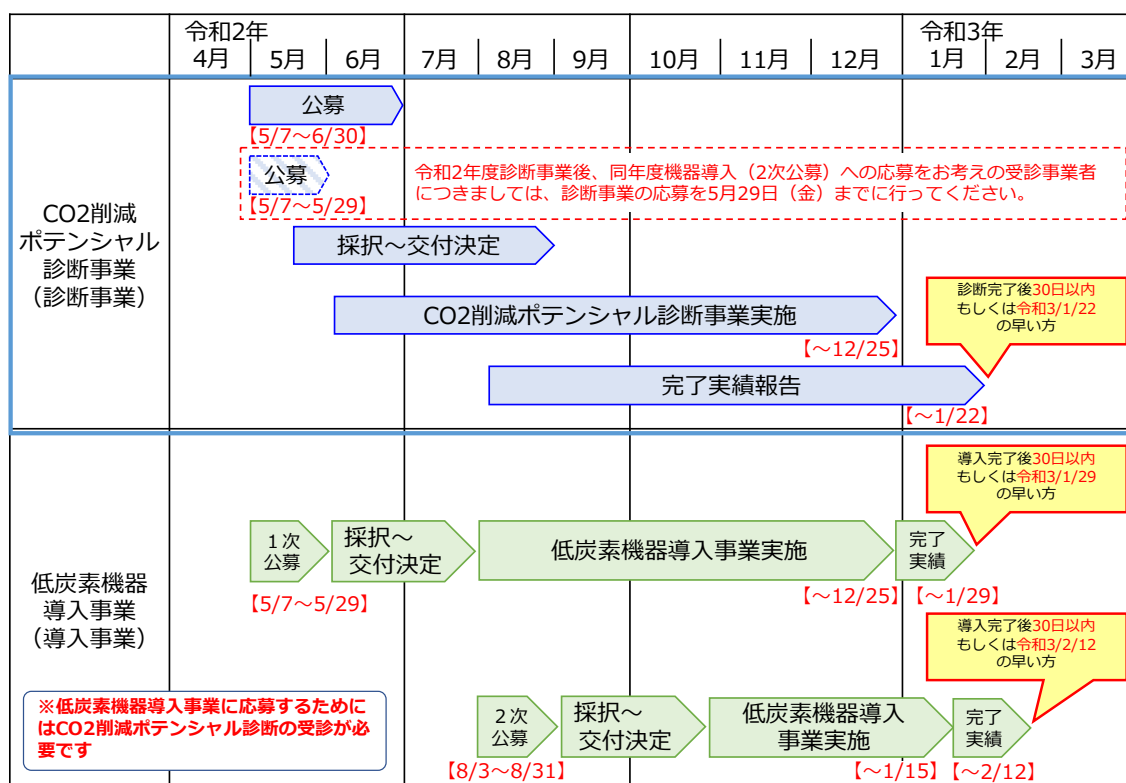
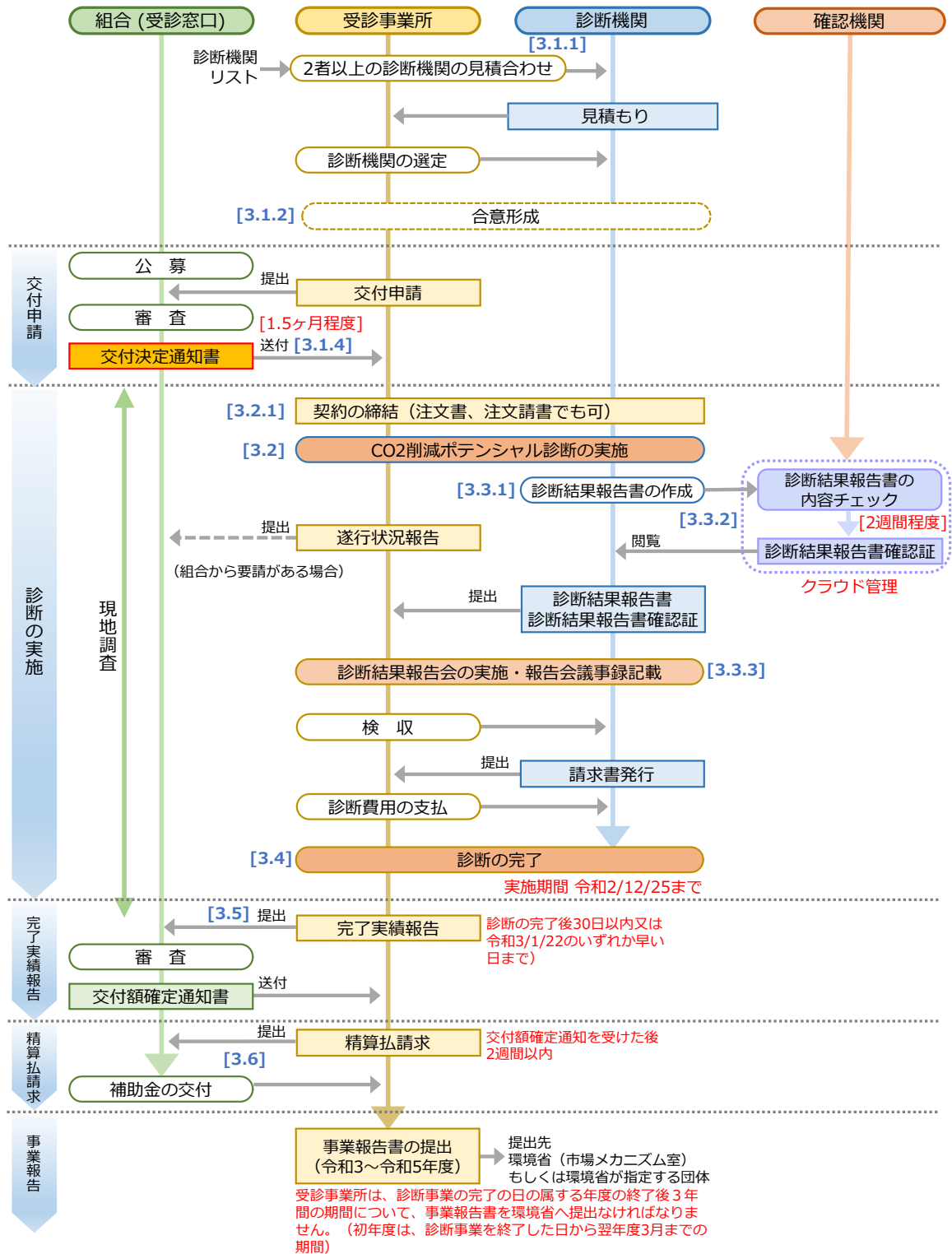


図2 診断事業・導入事業のスケジュール

3. CO2削減ポテンシャル診断事業の概要

3.1 CO2削減ポテンシャル診断事業の流れ

診断事業の流れを以下の図3に示します。(診断機関が具体的に実施する事項は、診断機関の列を参照してください)



3.1.1 受診事業所による診断機関の選定

受診事業所は、診断機関リストを参照し、受診事業所が希望する診断内容・地域・業種等と合致する2者以上の診断機関から見積もりをとります。

ただし、見積書を提出する2つの診断機関が、共同で診断を実施できる「主診断機関」と「副診断機関」の組み合わせである場合2者以上と認めません。

診断内容

《総合診断とは》

受診事業所の総合的な診断で、2019年度以前の診断に相当します。

《特定システム診断とは》

以下の4つのシステムの内1つに特化した診断で、事業所の特性に合わせた診断が可能です。

- ・空調システム
- ・蒸気システム
- ・冷却水システム
- ・圧空システム

各システムの詳細は「CO2削減ポテンシャル診断 実践ガイドライン2019」第5章5.3.1～5.3.4参照

下記は特定システムではないが、補助金の基準額決定において特定システム相当とします。

- ・その他システム（他に分類されないもの）

3.1.2 受診事業所との診断実施に関する合意（マッチング）

受診事業所が交付申請する際は、診断機関から「交付決定された場合は確実に診断を実施する」旨の合意を得ている必要があります。診断機関との合意を「マッチング」と呼びます。選定された診断機関は、受診事業所の交付決定後に診断の実施が困難になることがないよう、診断内容・地域・業種のほか、担当する診断の件数等を確認して対応してください。

受診事業所が診断機関を探す際、又は診断機関が受診事業所を探す際に、双方の自主的な活動の中でマッチングが出来ない場合は、最適な組み合わせを選定できるように組合がマッチングをサポートします。

診断機関の選定が未定で紹介を希望する受診事業所のリストは組合のウェブサイトに掲載し、診断機関に限定して公開します。

3.1.3 見積書・人件費単価根拠書類の提出

受診事業所は、交付申請を行うに当たり、選定・合意した診断機関からの見積書の写し及び診断に係る人件費単価根拠書類等の写しが必要となります。必要書類を受診事業所に提出してください。

3.1.4 交付申請と交付決定通知

- (1) 受診窓口が受診を希望する事業所を公募します。（申請書類は令和2年5月7日から6月30日17時必着です）

- (2) 受診を希望する事業所は、交付申請書を作成し、公募要領に記載がある書類を添付（以下合わせて「交付申請書類」という。）して受診窓口へ提出します。
- (3) 受診窓口は交付申請書類を審査し、適正であれば交付決定通知書を受診事業所へ送付します。審査には交付申請書類が到着してから1.5ヶ月程度を見込んでいます。

3.1.5 交付申請できる事業所の要件

交付申請できる事業所の要件は以下のとおりです。

基準年度（直近年度）におけるCO2の年間排出量が50トン以上3,000トン未満（電気事業者の代替値ベースで算出）の国内の事業所を対象とします。ただし、過去に環境省の診断事業を受診した事業所を除きます。

3.2 CO2削減ポテンシャル診断の実施

3.2.1 受診事業所との契約の締結

交付決定通知後、診断機関と受診事業所（者）との間で診断の実施に係る契約（注文書および注文請書でも可）を締結してください。契約書には、本補助事業に係る診断であり、実施する診断が「総合診断」と「特定システム診断」のどちらであることを記載してください。また、診断費用、実施期間、不慮の事態が発生した場合の処理方法等を記載してください。

3.2.2 診断内容の協議

診断機関は、受診事業所との契約を締結後、速やかに診断内容を受診事業所に確認し診断を進めてください。

また、「低炭素機器導入事業」（以下「導入事業」という。）では、機器・設備の更なる省CO2化を図る省CO2化関連工事として、機器・設備本工事費の補助対象額に対し、10分の1を上限額として加算しますので、積極的に推進してください。

診断にあたっては、「実践ガイドライン 2019」を参照してください。

- ・ 計測および診断の質の向上
 - ・ 対策提案とその効果算定の質の向上
 - ・ 診断結果報告書と診断結果報告会の質の向上
- を図ることができます。

診断のステップと、各ステップで診断機関が実施する主な業務内容を以下の図4に示します。なお、ステップ1「協議/情報・データ収集」からステップ5「報告会」までに要する期間の目安は6週間程度です。

- ステップ1 受診事業所との事前協議、情報・データ収集を行います。（1～2日）
- ステップ2 現地踏査および計測等を実施します。（1～2週間）
- ステップ3 計測データ等を分析し、報告書を作成します。（2週間程度）
- ステップ4 確認機関が報告書の内容をチェックします。（2週間程度）
- ステップ5 確認証を参照して報告書を仕上げた後、報告会を実施します。（半日程度）

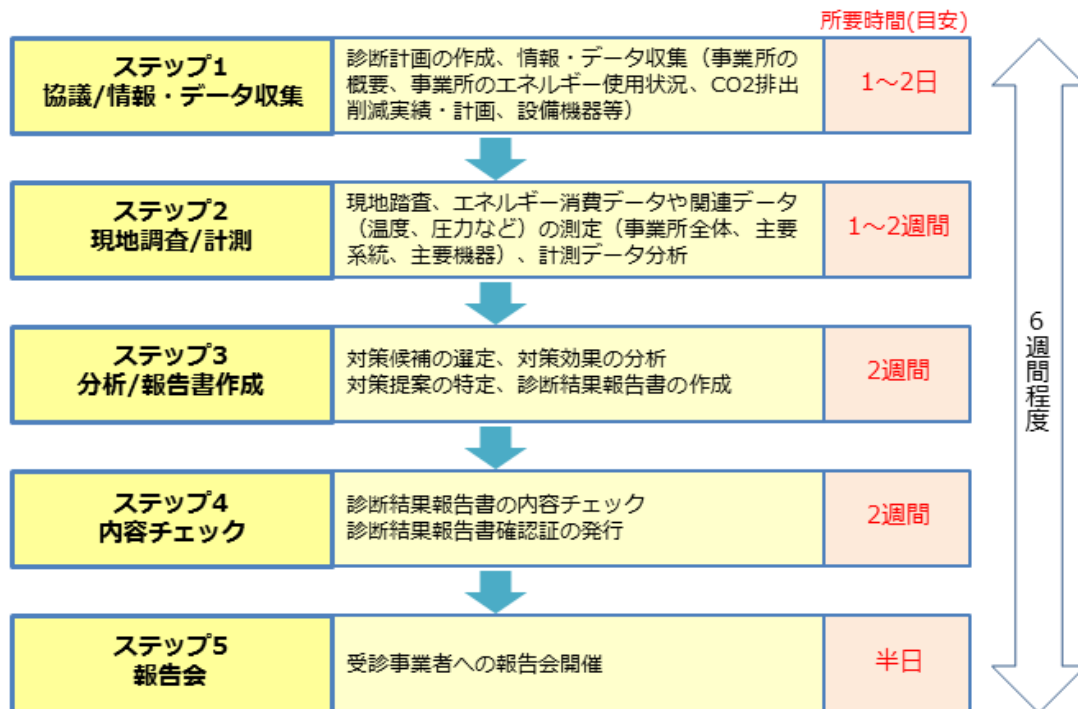


図4 診断のステップと主な業務内容

3.2.3 診断を進める上で診断責任者が留意すべき事項

(1) スケジュール管理

- ① 受診事業所が提出した交付申請書類の内、実施計画書の別添7事業実施のスケジュールに従い診断を実施してください。
- ② 実施計画を作成し、遂行状況の報告、報告書の提出、報告会の日程等を調整するなど、対応が遅れないようにスケジュールを管理してください。
- ③ 多くの受診事業所と診断の契約をしている診断機関に対しては、診断機関窓口が遂行状況報告書の提出を要請し、スケジュールの管理状況を確認する場合があります。

(2) 受診事業所とのコミュニケーション

診断中も受診事業所の悩み、要望等をしっかりと確認し、診断方針や診断対象とする設備・機器の設定、診断の進め方等について、受診事業所と十分に協議してください。

(3) 計測

計測には、定常値計測と変動値計測の2種類があります。定常値計測は変動が緩やかな物理量に対する計測であり、メータやゲージ等の確認により比較的短時間で状況把握する目的で行います。また、変動値計測は、季節や曜日、時間帯、生産状況等で変動するエネルギー使用量の計測（1～2週間程度の連続計測（土・日・祝日を含む））であり、CO2削減に関する課題を抽出し、適切な対策を提案する目的で行います。

計測箇所や計測項目、計測時期、計測の必要性等について受診事業所の納得を得た上で計測を実施してください。

計測を実施する際には、必要に応じて受診事業所の担当者に立会いを求めるなど、安全の確保に十分配慮し、受診事業所の事業活動への影響がないように留意してください。

(4) 対策提案

- ① 対策提案は、診断機関が専門家として有する知見を活かし、また、事業所の特徴や要望に応じて、根拠も含め具体的に提示してください。
- ② 設備・機器の導入に該当する対策が1対策あたりのCO2削減量は多くなる傾向にあります。一方で、運用改善は、初期投資費用を必要とせず、経済合理性という意味では、受診事業所にとって実施しやすい傾向にあります。設備・機器の導入に関する対策と運用改善に関する対策等を、どちらかに偏ることなく、幅広く提案してください。
- ③ 受診事業所に提案した対策の実施を実現させるため、対策がどのようにCO2や運転コストの削減に結びつくのか、また、初期投資費用はかかってもそれだけの価値がある対策提案であるということを、投資回収年数を示すなどしてわかりやすく説明してください。
- ④ 受診事業所に提案した対策の実施に障害がある場合は、障害を解決するためのアドバイスを提示してください。

3.3 診断結果報告書の作成・提出

3.3.1 診断結果報告書の内容

- (1) 診断結果は、報告書にまとめてください。
- (2) 報告書の様式は別途指定いたしますので、その様式に従って作成してください。
- (3) 報告書の作成にあたっては、データを示すのみならず、文章も分かりやすい表現としていただくようお願いします。特に専門的な用語や略称を使用する場合などには、用語の定義や補足的な解説などを付けるように心がけてください
- (4) 報告書の作成ポイント
 - ① 対象範囲を総合的に診断して対策を提案していること。
 - ② 対策実施によるCO2削減量の計算については、計算過程で前提としている各項目の意味を文章でわかりやすく説明していること（台数、稼働時間、仕様等）。また、後々、受診事業所自身が計算過程を説明でき、対策実施の条件（台数、稼働時間、仕様等）を変更しても効果の計算ができること。
 - ③ 対策実施の効果やコストについては必ず根拠を明示しているとともに、適宜、写真や補足資料などが添付してあり、受診事業所にとってわかりやすいこと。
 - ④ 対策提案は運用改善、機器導入などの視点からバランスよく提案されていること。
 - ⑤ 対策提案が具体的で直ぐに実施の検討や見積もりに入れること。
 - ⑥ 対策提案の有効性を経営層が容易に理解できるように、報告書の説得力を高める工夫がされていること。

報告書の全体構成を表1に示します。

表1 令和2年度の診断結果報告書の全体構成

「全体構成」
表紙
1. 診断結果報告書の総括
2. 事業所の現状
3. 現状の課題とCO2削減ポテンシャル
4. 診断結果報告会議事録
5. 事業所・診断機関情報、診断実施の記録
添付資料A. 計測状況
添付資料B. 対策個票・対策個票詳細
資料C. エネルギー管理状況・CO2削減の取り組み状況
「添付資料」
変動値計測の全グラフデータ

3.3.2 診断結果報告書の内容チェック

報告会の前に確認機関が報告書の内容チェックを行いますので、報告書と「診断結果報告書確認証」（以下「確認証」という。）を確認機関に提出してください。記載されているデータや分析結果等に誤りや不備がある場合は、修正が必要と思われる事項を確認証に記載して指摘します。報告会では指摘修正後の報告書を使用してください。指摘内容が交付申請との不整合であれば、報告書の再提出を求める場合もあります。報告書を修正したら、指摘事項への対応状況を確認証に記入してください。

3.3.3 診断結果報告会の開催

診断責任者は報告会を主催し、診断結果を受診事業所に報告してください。

なお、報告会で受診事業所から対策提案の追加などの要望が出された場合には、希望に沿うよう対応してください。

3.3.4 診断結果報告書・診断結果報告書確認証の提出

報告会の終了後、報告書に「診断結果報告会議事録」と「診断実施の記録」を記載してください。

仕上げた報告書と確認証は、受診事業所が提出する完了実績報告書に添付する書類となります。受診事業所と診断機関窓口に電子データを提出してください。診断機関窓口への提出は、クラウドシステム上で行います。

3.4 CO2削減ポテンシャル診断の完了

診断は、報告会の実施後、受診事業所（者）が診断機関に診断費用の支払いをした日をもって完了となります。ただし、令和2年12月25日までに診断費用の支払いが済んでいない場合、診断機関が請求書を発行した日をもって診断の完了日とします。

診断完了の期限は令和2年12月25日（金）です。

3.5 完了実績報告

診断完了後、受診事業所は受診窓口にて完了実績報告を行います。完了実績報告書は診断が完了した日から30日以内、又は令和3年1月22日（金）のいずれか早い日までに受診窓口へ提出します。完了実績報告書には報告書、確認証、作業日報、請求書、診断機関への「振込を証明する書類」等を添付します。診断機関は、作業日報、交通費領収書等必要な書類の写しを受診事業所に提出してください。

3.6 補助金の交付

受診窓口は受診事業所が提出した完了実績報告書を審査し、適正であれば交付額確定通知書を受診事業所へ送付します。交付額確定通知書を受領した受診事業所は精算払請求書を受診窓口へ提出します。受診窓口は精算払請求書を受け取った後、30日以内に指定口座へ補助金を振り込みます。

3.7 現地調査の実施

診断機関窓口は、診断事業の制度設計の参考及び適正かつ円滑な実施のため、新規に登録した診断機関や診断件数の多い診断機関を対象に、診断の実施中、報告会開催時や診断事業完了後等の時点で、必要に応じて現地調査を実施します。

3.8 CO2削減ポテンシャル診断事業の補助金額

3.8.1 補助金交付額の算定方法

受診窓口が受診事業所に支払う交付額は、申請書類のうち受診窓口から認められた交付の決定額と実際に診断に要した経費(補助対象経費支出額)を比較して少ないほうの額（選定額）に補助率を乗じた額（1000円未満切り捨て）になります。

3.8.2 補助金の上限額

「総合診断」に対する基準額の上限額は100万円～110万円です。受診事業所の自己負担を含めてそれぞれの上限額を超える診断を実施することも可能です。また、それぞれの上限額一杯の契約にする必要もありません。

「特定システム診断」に対する基準額の上限額は60万円です。内容チェックの結果による減額はありませぬ。補助金の上限額に関する詳細は、「CO2削減ポテンシャル診断事業 公募要領」を参照してください。

また、機器導入事業への応募において、「総合診断」と「特定システム診断」で採択要件に違いはありません。

なお、「総合診断」で交付申請していても、内容チェックの結果、計測結果が「特定システム診断」に該当する場合があります。

3.8.3 補助金の補助率

補助率は10分の9とします。

3.9 診断責任者へのアンケートの実施

診断の完了後、診断責任者の方々にアンケートを実施いたしますので、ご協力をお願いいたします。アンケートは、個々の診断責任者に直接電子メールで送付いたしますので、記入後診断機関窓口に提出してください。

4. 診断機関の公募

4.1 診断機関の公募から説明会までの主要スケジュール

診断機関窓口が診断機関として登録を希望する機関を公募し、採択結果を通知します。

診断機関としての登録を希望する機関の公募から採択、説明会資料の公開までの主要スケジュールを以下の表2に示します。今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、診断機関向け説明会の開催を中止とし、説明資料を組合ウェブサイトにて公開します。なお、相談は診断機関窓口の事務所に随時受け付ける予定です。また新規登録診断機関については、別途連絡します。

表2 主要スケジュール

項目	日程
* 公募期間	4月1日（水）～10日（金）
* 採択通知（電子メールで通知）	4月16日（木）
* 診断機関リスト公開（環境省・組合ウェブサイト）	4月17日（金）
* 説明会用資料の組合ウェブサイトへの公開	4月20日（月）

4.2 診断機関の公募と登録

4.2.1 公募と登録

令和2年度の診断機関として登録を希望するすべての機関は応募申請が必要となります。応募申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付（以下合わせて「応募申請書類」と言う）して診断機関窓口へ提出してください。

- (1) 平成31年度に登録した診断機関は、更新申請をしてください。
- (2) 新規に応募される機関は、新規申請をしてください。

応募申請書類の内訳については、「書き方の手引き」の「申請に必要な書類」を参照してください。

診断機関窓口が応募申請書類の内容（応募要件・経験要件及び財務状況等）を審査し、適正な診断機関を採択して登録します。なお、登録されたとしても、受診事業所の割り当てが必ずしも保証されている訳ではないことに留意してください。

4.2.2 診断の共同実施

診断機関は、主診断機関として副診断機関と共同して診断を実施することができます。ただし、診断を共同実施するためには、受診事業所との合意が必要です。

副診断機関も4.4.2に記載の資格保有者の所属が要件であり、応募申請書類の提出が必要です。副診断機関を登録する場合には、応募申請書の様式1別紙1、様式2別紙2、様式3-2に記入してください。「書き方の手引き」を参照して添付資料とともに主診断機関が取りまとめて診断機関窓口へ提出してください。

また、単独で登録された診断機関でも副診断機関の追加登録を申請できます。「書き方の手引き：追加登録申請」を参照して必要事項を記入した応募申請書類を作成し、診断機関窓口へ提出してください。

診断の共同実施には、下記(1)～(3)のメリットが考えられます。

- (1) 都市部と地方の診断機関がコラボレーションすれば、遠隔地域の顧客を獲得できます。
- (2) 移動距離が少なくなれば旅費がかからず、診断実務への費用配分を大きくできます。
- (3) 主副の組み合わせが両者の不得意分野の補完であれば、診断の内容が充実し、大きな成果が得られます。

また、計測・データ分析・対策提案の中で必要となる単純作業の一部を外部の組織に委託する場合は外注とみなし、診断機関が監督責任を負うものとします。

計測、データ分析、対策提案等のうち、診断の質に係わる部分を委託できるのは、副診断機関に限定されます。

4.2.3 診断機関リストの公開

採択された診断機関名と対応可能な範囲等は「診断機関リスト」に記載し、環境省と組合のウェブサイトに掲載します。

環境省：「事業者のためのCO2削減対策Navi」（<http://co2-portal.env.go.jp/>）

組合：「令和2年度CO2削減ポテンシャル診断事業 診断機関リスト」
（<https://lcep.jp/>）

4.3 診断機関の登録要件

診断機関として登録を希望する機関は、次の(1)(2)の要件を満たしている必要があります。

- (1) 診断の全般を統括する責任者（以下「診断責任者」という。）として後の4.4.1の(1)(2)(3)及び4.4.2の(1)(2)の要件を満たし、診断機関窓口が登録した者を配置できること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続き開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。かつ、直近2期の決算において、連続の債務超過（貸借対照表の「純資産」が2期連続でマイナス）がなく、適切な資金の管理体制及び処理能力を有すること。

4.4 診断責任者の責務と登録要件

4.4.1 責務

診断責任者には、下記の事項(1)～(3)を実施していただきます。

- (1) 担当する受診事業所の診断について実施計画を作成し、遅延などの事業実施スケジュールの変更が発生しないように、作成した日程に沿った診断を実施し、中間報告、報告会等のスケジュールを調整し管理する。
- (2) 受診事業所の生産工程、使用している設備や機器等の仕様や稼働状況を確認するために、現地踏査を実施する。
- (3) 報告書の作成に当たっては、記載内容を最終確認し、報告会を主催する。

4.4.2. 登録要件

診断責任者は、下記(1)(2)の要件を満たしている必要があります。

- (1) 【資格要件】 (ア)～(ク) の資格のいずれかを所持していること
 - (ア) エネルギー管理士（旧資格にあつては熱または電気の資格保持者）
 - (イ) 一級建築士
 - (ウ) 建築設備士
 - (エ) 技術士（建設、電気電子、機械、衛生工学、環境）
 - (オ) 第1、2、3種電気主任技術者
 - (カ) エネルギー診断プロフェッショナル
 - (キ) ビル省エネ診断技術者
 - (ク) 第一種エコチューニング技術者（第二種は含まない）

- (2) 【経験要件】 下記の要件を満たしていること

過去5年間に、CO2削減ポテンシャル診断の診断員としての経験と事業所のエネルギーの使用状況を調査・分析し、その合理化に資する措置を提案する事業又はESCO事業等を行った経験とを合わせて3件以上あること。

なお、CO2削減ポテンシャル診断で作成した報告書は不要です。採択番号・受診事業者名・受診事業所名・実施年度を記載してください。その他の診断で作成した報告書は提出していただきます。報告書は、以下の4つのポイント①～④を含んで詳細に記述されていることが必要です。

- ① 受診事業所を総合的に診断して対策を提案していること。
- ② 対策提案の効果計算は受診事業所の実態を把握したうえで論理的であり、後で再検証できる内容であること。
- ③ 削減効果の計算根拠が明確であること。
- ④ 対策提案の効果が、エネルギー使用量又は原油換算使用量の削減、又はCO2削減量の数値で示されていること。

注：提出された報告書の内容において、過去の実績における提案では省エネ・CO2削減効果が期待できないものなど、著しく不十分な診断内容であると判断される場合は登録しません。

4.4.3 診断責任者の追加登録

診断機関登録後も、診断責任者を追加登録できます。

<追加登録申請者の資格要件>

追加登録申請者も4.4.2の (1)と(2)の要件を満たしている必要があります。

<追加申請期間>

6月1日(月)～10月30日(金)

<追加登録方法>

必要事項を記入した応募申請書類(「書き方の手引き」の「応募申請に必要な書類:追加登録申請」を参照)を診断機関窓口へ提出してください。応募申請書類を受付後、提出された書類の審査に2週間程度を要します。審査結果は電子メールにより通知します。

なお、追加登録された診断責任者に対しては、所属する診断機関の診断責任者が、診断に対応できるように必要十分な教育を実施してください。

4.5 応募の方法

本公募要領に記載されている内容を十分にご理解いただいた上で、応募してください。

応募様式を組合ウェブサイトからダウンロードして応募申請書に必要な事項を記入し、指定された応募申請書類を提出してください。

応募申請書類に記入した個人情報の取り扱いについては、本公募要領別紙1「個人情報のお取り扱いについて」をご確認いただき、同意の上、記入してください。

様式1応募申請書は、記入済み電子データを印刷し、押印した原本を提出してください。様式3-1,-2秘密保持誓約書についても同様です。

4.5.1 提出部数

- (1) 応募申請書様式1(別紙1～3を含む)・2・3及び添付資料の紙書類・・・各1部
 - (2) 全ての電子データを記録した電子記録媒体(CD-R又はDVD-R)・・・1部
- ※4.4.2(2)の報告書は、電子データのみを提出してください。

4.5.2 応募受付期間

4月1日(水)～4月10日(金)17時必着

4.5.3 提出方法と提出先

書類各1部と電子記録媒体1部を封書に入れ、宛名面に、「診断機関名」及び「令和2年度CO2削減ポテンシャル診断事業 診断機関応募申請書類」と朱書きし、提出してください。

以下の提出先宛、書留郵便や宅配便等の配達記録が残る方法で提出してください。応募申請書類の持参や、電子メール添付等での提出は受け付けません。

〒169-0074 東京都新宿区北新宿 4-8-16
北新宿君嶋ビル 6階
一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合
CO2削減ポテンシャル診断事業 診断機関窓口

5. 補助対象経費

補助対象経費は、診断に係る委託料及びその他必要な経費で、組合が承認した経費となります。受診事業所に交付決定を通知する前に発生した経費は、補助対象外です。また、旅費等の経費は社内規定によらず実費弁済を基本とし、支払を証する資料（領収書等）の提出がないものは、補助対象外です。

具体的には、「CO2削減ポテンシャル診断事業 公募要領」を参照してください。

6. 問い合わせ先

〒169-0074 東京都新宿区北新宿 4-8-16
北新宿君嶋ビル 6 階
一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合
CO2 削減ポテンシャル診断事業 診断機関窓口
担当：中島、高橋
電話：03-5937-0836 FAX：03-5937-0837
E-mail：kikaku-ml@lcep.jp

※お問い合わせは、令和2年4月1日（水）から令和2年4月10日（金）のうち、
平日の9:30～12:00、13:00～17:00の時間帯に受付いたします。
（上記日時以外（平日の12：00～13：00ならびに土日祝日）は受け付けません。）

個人情報のお取り扱いについて

応募申請書類にご記入いただく情報は、「個人情報」に該当しますので、一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合が、記入いただきました個人情報の保護のため、必要なセキュリティ対策を講じ、適切に取扱います。具体的には、以下のように対応させていただきますので、ご同意の上で、ご記入くださいますようお願いいたします。

個人情報の取扱いは、「個人情報のお取り扱いについて」に従って対応いたします。

ご記入いただいた個人情報は、以下の目的のために利用します。

(1)「令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（CO2削減ポテンシャル診断推進事業）のうちCO2削減ポテンシャル診断事業」におけるCO2削減ポテンシャル診断を実施する診断機関の選定

(2)「令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（CO2削減ポテンシャル診断推進事業）」に関する連絡

ご記入いただいた個人情報の利用について

(1) 2.に示す利用目的の範囲を超えて、お客様の個人情報を利用することはありません。それ以外の目的で個人情報を利用する場合は、改めて目的をお知らせし、同意を得るものといたします。

(2) 個人情報を取り扱う業務を外部事業者に委託する予定はありません。

(3) 2.に示す目的のため、「CO2削減ポテンシャル診断事業」の委託元である環境省に提供いたします。

(4) 利用目的終了後は、当社管理分については当社が責任を持って廃棄いたします。

【個人情報の取扱いに関するご連絡先、苦情・相談窓口】

※開示、訂正、利用停止等のお申し出は、下記窓口までご連絡ください。

一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合 診断機関窓口

電話：03-5937-0836 Fax：03-5937-0837

E-mail：kikaku-ml@lcep.jp URL：<https://lcep.jp/>

【組合の本件に関する個人情報保護管理者】 常務理事 岩淵 光男

暴力団排除に関する誓約事項

当社（法人である場合は当法人）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、申請書の提出をもって誓約します。

記

- (1) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。